

消費者教育推進法に関する現状の取組と今後の考え方【教育委員会】

小中学校課

＜消費者教育に関する現状の取組＞

現在、学校では発達段階に応じ、小・中学校社会科・家庭科等において、消費者教育を行っている。

また、新しい学習指導要領においても以下のような学習活動の中で、「消費者に関する学習の充実」に資することが明記されており、引き続き消費者教育の充実を図っている。

【参考：各教科の学習指導要領における位置付け】

◆小学校社会科（第3学年・第4学年）

「地域の生産や販売に携わっている人々の働き」

- ・商店を取り上げ、販売者の側の工夫を消費者の側の工夫と関連付けて学習する。

◆小学校家庭科（第5学年・第6学年）

「身近な消費生活と環境」

- ・身近な物の選び方や買い方、環境に配慮した物の使い方の工夫について学習する。

◆中学校社会科（公民分野）

「消費者の保護」

- ・国や地方公共団体は、消費者政策を推進する役割を担っていることを理解させる。
- ・企業は消費者の安全や公正さを確保するなどの責務があることや、国や地方公共団体の政策に協力する責任があることについて理解させる。
- ・消費者も自らの利益の擁護及び増進のために自立した消費者となるよう努めなければならないことや、どのような消費者行政が行われているのかについて理解させる。

◆中学校技術・家庭科（家庭分野）

「身近な消費生活と環境」

- ・消費者の基本的な権利と責任について、家庭生活における消費の重要性に気づき、消費者の基本的な権利と責任について理解を深める。

＜今後の考え方＞

児童・生徒の発達段階に応じ、各教科における学習を通して消費の基本的な権利と責任についての意識を高めていく。

高等学校課

<消費者教育に関する現状の取組>

(1) 各教科における指導

現在、学校では発達段階に応じ、家庭科や公民科などの授業等において、消費者教育を行っている。

また、新しい学習指導要領においても以下のような学習活動の中で、「消費者に関する学習の充実」に資することが明記されており、引き続き、消費者教育の充実を図っている。

【参考：各教科の学習指導要領における位置づけ】

- 公民科
 - ・ 消費者に関する問題
→消費者基本法、消費者契約法、多重債務問題、製品事故 等
- 家庭科
 - ・ 消費生活の現状と課題や消費者の権利と責任
→消費構造の変化、消費行動の多様化 等
 - ・ 消費生活と生涯を見通した経済の計画（新設）
 - ・ 契約・消費者信用及びそれらをめぐる問題
→多重債務問題 等
 - ・ 消費者問題や消費者の自立と支援

(2) 学年やクラス及び学校全体等における指導

外部人材等を活用し、各学校の実態にあわせて、消費者教育を行っている。

【参考：実績】

- 高知県金融広報委員会 「高校生を対象とした巣立ちセミナー」
- 四国ろうきん 「高校生のための消費者研修」
- 高知県消費生活センター 「若年向け消費生活講座」

など

<今後の考え方>

学校では担えない専門的な知識や実社会での経験を、より具体的に伝えるため、金融機関などの外部人材を活用し、消費者教育を計画的かつ継続的に行うことにより、生涯を通じて必要となる「生きる力」の育成に取り組んでいく。

高知県教育センター

<消費者教育に関する現状の取組>

- ・消費者教育の調査研究事業（文部科学省）を活用して、教員対象の研修を実施

<今後の考え方>

- ・消費者関連機関との連携
- ・教員対象の研修の充実
- ・消費者教育の授業事例の収集